

高知県公共事業再評価委員会設置規程

平成 10 年 10 月 27 日

告示第 620 号

改正 平成 17 年 3 月 4 日

告示第 143 号

高知県公共事業再評価委員会設置規程を次のように定める。

高知県公共事業再評価委員会設置規程

(設置)

第 1 条 県が実施する公共事業の再評価に関し、第三者から意見を聴取するため、高知県公共事業再評価委員会（第 9 条第 1 項を除き、以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、県が実施する公共事業のうち再評価を必要とするものについて審議するとともに、公共事業のあり方等について知事に対して意見を述べる。

(会議の運営の基本方針)

第 3 条 委員会の会議（以下「会議」という。）の運営に当たっては、必要に応じて外部の専門家の意見を聴く等、当該公共事業の特性が反映され、当該公共事業の技術的判断等が可能となるよう留意するものとする。

(組織)

第 4 条 委員会は、委員 9 人以内で組織する。

(委嘱)

第 5 条 委員は、地域の実情を理解し、公平な立場にある有識者のうちから、知事が委嘱する。

2 委員は、非常勤とする。

(任期等)

第 6 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第 7 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第 8 条 会議は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長が当たる。

3 会議は、委員の 3 分の 2 の出席がなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決す

るところによる。

(県以外の事業主体との連携等)

第 9 条 県以外の事業主体 (当該事業主体が実施する公共事業を再評価する委員会を設置するものに限る。以下この条において同じ。) が実施する公共事業が、県が実施する公共事業と密接に関連しており、一連の公共事業として共同で当該公共事業の再評価を実施することが効率的であると認められるときは、知事は当該県以外の事業主体の長と協議し、当該県以外の事業主体の委員会を利用することができる。

2 前項の協議により、委員会が審議することが適当であるとされたときは、第 2 条の規定にかかわらず、県以外の事業主体が実施する公共事業も含めて審議するものとする。

3 市町村の長は、当該市町村が実施する公共事業に関し、委員会において審議することを必要とするときは、第 1 項の規定にかかわらず、知事と協議のうえ、委員会を利用することができる。

(庶務)

第 10 条 委員会の総合調整に係る事務は、土木部土木企画課において行う。

2 会議の開催に係る事務は、再評価の対象となる公共事業を所管する部又は局において行う。

(雑則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。ただし、委員長が重大であると認める事項は、あらかじめ委員会に諮らなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 10 年 10 月 27 日から施行する。

(経過措置)

2 第 8 条第 1 項の規定にかかわらず、この規程の施行の日以後最初に開かれる会議は、知事が招集する。

附 則

この告示は、平成 14 年 11 月 15 日から施行する。

この告示は、平成 17 年 3 月 4 日から施行する。